

令和6年10月25日

組合員のみなさまへ

大阪市職員共済組合
(保健医療係 06-6208-7591~7593)

「資格情報のお知らせ」の配付について

安心してマイナンバーカードを健康保険証として利用していただくため、組合員と被扶養者に対して、当組合が保有している加入者情報（個人番号下4桁を含む）を記載した「資格情報のお知らせ」を交付します。

受け取られましたら、次のとおり記載されている内容のご確認をお願いします。

記

1 対象者

令和6年9月28日時点の当組合加入者（組合員及び被扶養者）で、マイナンバーと健康保険情報の登録が完了している方。

ただし、以下の加入者は除く。

- ・ 令和6年9月2日以降の採用者
- ・ 短期給付（保険）の資格のない組合員（75歳以上の組合員、継続長期（退職派遣）組合員）

※ マイナ保険証の利用登録の有無に関わらず、配付します。

※ 今回お手元に届かなかった組合員及び被扶養者の方のお知らせについては「6 今後の「資格情報のお知らせ」の交付について」を参照してください。

2 配付物（封入物）

参考1 「「資格情報のお知らせ」の送付について（ご案内）」

参考2 「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」（以下「資格情報のお知らせ」という。）

※ 組合員又は被扶養者1人につき、参考1及び参考2を封入した封書を1通送付します。（例：被扶養者3人の組合員は、本人分1通、被扶養者分3通の合計4通となります。）

※ マイナンバーと健康保険情報の登録は、加入者個人ごとに行っているため、被扶養者の一部の方について登録が完了していない場合、被扶養者全員分のお知らせが、お手元に届かない場合があります。

(「6 今後の「資格情報のお知らせ」の交付について」参照)

3 配付日

令和6年10月29日(火)から所属所(部署)を通じ順次配付

4 組合員又は被扶養者において確認をお願いしたい内容

「資格情報のお知らせ」に記載されている組合員又は被扶養者の記号・番号、氏名、フリガナ、資格取得年月日、個人番号下4桁に誤りがないかご確認をお願いします。

【「資格情報のお知らせ」確認ポイント①】

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い			
あなたの加入する共済組合の資格情報を下記のとおりお知らせします(令和6年〇月〇日時点)。なお、このお知らせのみでは受診できません。			
記号	1	番号	99999999 (枝番) 00
氏名	大阪 太郎		
フリガナ	オスカ タロウ		
高齢受給者一部負担割合	-		
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
保険者名	大阪市職員共済組合		

交付している組合員証、組合員被扶養者証又は高齢受給者証に記載の内容と一致しているか確認してください。

- ※ 枝番は組合員証等の交付日が令和3年1月3日以前の場合、記載がありません。
- ※ 高齢受給者一部負担割合は、70歳以上の方のみ記載されています。

【「資格情報のお知らせ」確認ポイント②】

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号(マイナンバー)は次のとおりですのでご確認ください(12桁のうち下4桁のみ表示)。
表示されている下4桁の数字が、ご自分の個人番号(マイナンバー)の下4桁と一致していない場合には、共済組合までご連絡ください。

**** **** **9999**

ご自身の個人番号(マイナンバー)下4桁と一致しているか確認してください。

《個人番号(マイナンバー)の確認方法》

- ・マイナンバーカードの裏面
- ・マイナンバー通知カード(個人番号通知書)

※ マイナンバー付番されたときにお住まいの自治体から交付されたもの

「資格情報のお知らせ」は、令和6年9月28日時点で当組合のシステムに登録されている内容から作成していますので、直前に氏名変更等を行っている場合は反映されていない場合がありますが、その場合は変更前の氏名等と一致しているかをご確認ください。

また、記載内容に誤りがありましたら、「資格情報のお知らせ」に記載の連絡先（電話番号）までご連絡をお願いします。

5 資格喪失した被扶養者の「資格情報のお知らせ」の取扱いについて

喪失日やシステムの登録状況により既に資格喪失した被扶養者の「資格情報のお知らせ」が配付されることがあります。

資格喪失した被扶養者の「資格情報のお知らせ」は、当組合への返送は必要ありませんので、ご自身で資格喪失した被扶養者分であることを確認したうえで破棄いただきますようお願いいたします。

また、当組合の資格喪失後に新たに加入された健康保険組合や国民健康保険等（以下「新たな保険者」という。）において「資格情報のお知らせ」（又は「資格情報通知書」）が交付されますが、交付時期等は当組合では分かりかねますので、新たな保険者にお問い合わせください。

6 今後の「資格情報のお知らせ」の交付について

令和6年9月28日時点でマイナンバーと健康保険情報の登録が完了していない等の理由から、今回お手元に届かなかった組合員及び被扶養者の方のお知らせについては、令和6年12月以降に各所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて配付します。

なお、令和6年12月以降に送付する「資格情報のお知らせ」は、名称が「資格情報通知書」に変更となり、個人番号下4桁の記載はされません。

お待たせして大変申し訳ありませんが、配付開始の際は、改めてお知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

7 「資格情報のお知らせ」の再交付について

汚損やき損等で「資格情報のお知らせ」の再交付が必要な方は、令和6年12月2日以降に「資格情報通知書」を交付しますので、「資格情報通知書」の交付申請を行ってください。

※ 申請方法等の詳細については、決まり次第改めてお知らせします。